

2025.12.26

兄弟の代襲相続人がいる場合の 相続の対応策

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

今回は、私自身の相続についての相談です。私は子どもに恵まれず、現在は妻と二人で暮らしています。両親はすでに亡くなり、兄も他界していますが、兄には娘（私にとっては姪）がいます。その姪はすでに結婚しており、私とはほとんど付き合いがありません。ところが最近、「私が亡くなると、妻だけでなく姪にも相続権がある」と聞き、驚きました。本当に姪にも相続権があるのでしょうか。また、財産はすべて妻に遺したいと考えていますが、何か良い対策はありますか。

A

キド先生からの回答

1 姪御さんにも相続権はあります

結論から申し上げますと、あなたのケースでは姪御さんにも相続権があります。民法第900条の規定により、あなたに子どもやご両親がいない場合、法律では「妻」と「兄弟姉妹」が相続人になります。さらに、民法第901条の規定により、その兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合は、その子どもが代わりに相続人になります。この仕組みを「代襲相続」といい、姪御さんはこの代襲相続人にあたります。そのため、何も準備をしないまま亡くなると、妻と姪御さんで財産を分けることになります。

2 財産をすべて妻に遺すための方法

あなたが財産のすべてを妻に残したい場合は、生前に「すべての相続財産を妻に相続させる」という内容の遺言書を作成することが有効です。兄弟姉妹や姪御さん（代襲相続人）には、「遺留分」がありません。そのため、遺言書があれば、姪御さんに財産を分ける必要はありません。

キド先生からのコメント

遺言書には、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」などの種類があります。一般の経営者の方には、間違いやトラブルを防ぐためにも、公証人が作成する「公正証書遺言」をお勧めします。詳しい手続きについては、顧問税理士、または弁護士や司法書士にご相談ください。

